

自家用電気工作物の保安管理業務及び一般用電気工作物の調査業務
における不適切な行為について（嚴重注意）

九州産業保安監督部（以下「当部」という。）は、一般財団法人九州電気保安協会（以下「保安協会」という。）が保安管理業務を受託している一部の事業場において、不適切な運用を確認しました。また、一般用電気工作物の調査業務において、記録の虚偽記載及び点検の一部が未実施であったことを確認したため、嚴重注意を行うとともに、以下の事項について報告を求めました。

1. 本事案の経緯

保安協会が、電気事業法施行規則（以下、規則という）第52条第2項の規定に基づき保安管理業務を受託している一部の事業場において、同規則第53条第3項第5号の保安業務従事者が保安規程及び保安管理業務委託契約書に定められた絶縁監視装置について、設定値の不適切な運用を行っていたことを確認しました。また、電気事業法第57条の2第1項の規程に基づき一般用電気工作物の調査業務を受託している一部の事業場において、調査員が記録の虚偽記載を行っていること及び一部点検を実施していないことを確認しました。

当該内容は、電気保安の確保の観点から重大な問題であるので、保安協会に対して嚴重に注意しました。

2. 報告の内容

- ① 電気工作物の点検不実施等の不適切事案に関する総点検を早急に実施し、その結果を報告すること。
- ② ①の点検の結果、不適切な行為があったと考えられる全ての保安管理業務及び調査業務の対象について、技術基準の適合性を含め、早急に保安上問題が無いか再調査を行い、その結果を報告すること。
- ③ ①～②の結果も踏まえ、今回の不適切な行為の根本原因（組織風土や職員モラル、業務への満足度等について、保安協会内の状況把握を含む。）を分析し、必要な再発防止対策を検討し、その結果を報告すること。また、保安協会の役員その他の関係者を含め、その役割分担及び責任を明らかにすること。

3. 今後の対応

当部は、報告内容を確認するとともに、再発防止対策が適切に履行されているか等を確認、指導してまいります。

【問い合わせ先】九州産業保安監督部電力安全課長 岩永
(担当) 阿部・梶谷 (TEL) 092-482-5519 [直通]